

[別 紙]
様式1

事業報告書
(自 令和 5 年 6 月 1 日 至 令和 6 年 5 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 雖寿会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

- (2) 事務所の所在地 広島市安佐南区祇園三丁目12番12-2号
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 28 年 9 月 2 日

(4) 設立登記年月日 平成 28 年 9 月 13 日

(5) 役員及び評議員

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	しみずこどもクリニック	3410224079	広島市安佐南区祇園三丁目12番12-2号	一般病床 0 床
				療養病床 0 床
				[医療保険 0 床]
				[介護保険 0 床]

- (2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
病児保育室 ななほし 【広島市委託業務】	広島市安佐南区祇園三丁目12番12-2号	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書
で記載すること。

- (3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5 年 7 月 22 日 令和 4 年度決算報告承認、
令和 6 年 5 月 27 日 令和 6 年度の事業計画及び収支予算の決定、
令和 年 月 日

- (4) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等
を記載する。(任意)

様式2

法人名 医療法人 雖寿会
所在地 広島市安佐南区祇園三丁目12番12-2号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 6 年 5 月 31 日現在) ✓

1. 資 産 額	85,650 千円
2. 負 債 額	38,145 千円
3. 純 資 産 額	47,505 千円

(内 訳)	(単位:千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	29,269
B 固 定 資 産	56,381
C 資 産 合 計 (A+B)	・ 85,650
D 負 債 合 計	・ 38,145
E 純 資 産 (C-D)	・ 47,505

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 雖寿会
所在地 広島市安佐南区祇園三丁目12番12-2号

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

貸借対照表
(令和 6 年 5 月 31 日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	29,269	I 流 動 負 債	7,785
II 固 定 資 産	56,381	II 固 定 負 債	30,360
1 有 形 固 定 資 産	9,727	負 債 合 計	38,145
2 無 形 固 定 資 産	486	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	46,168	科 目	金 額
		I 基 金	20,876
		II 積 立 金	26,629
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	47,505
資 産 合 計	85,650	負 債 ・ 純 資 産 合 計	85,650

法人名 医療法人 雖寿会

※医療法人整理番号

所在地 広島市安佐南区祇園三丁目12番12-2号

損 益 計 算 書

(令和 5 年 6 月 1 日 至 令和 6 年 5 月 31 日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	112,688
2 事業費用	105,718
本来業務事業利益	6,970
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	14,135
2 事業費用	17,920
附帯業務事業損失	3,785
事業利益	3,185
II 事業外収益	882
III 事業外費用	471
経常利益	3,596
IV 特別利益	1,189
V 特別損失	0
税引前当期純利益	4,785
法人税等	905
当期純利益	3,880

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

法人名 医療法人雖寿会
 所在地 広島市安佐南区祇園三丁目12番12-2号

※医療法人整理番号

--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の 内容	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

* 該当事項なし

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

* 該当事項なし

監事監查報告書

医療法人 雖壽会

理事長 清水 浩志 様

私は、医療法人 雖寿会 の令和 5 会計年度(令和 5 年 6 月 1 日から
令和 6 年 5 月 31 日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。
その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。